

令和 7 年度 上山市立西郷小・中学校（上山きらり学園）
「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者並びに関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①校内いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策やいじめ発生時の対応にあたることとする。

校内職員：校長、小中教頭、小中教務主任、生徒指導担当者、養護教諭
校外関係者（※必要に応じて依頼する）：県 SC、市 SC

②学校におけるいじめの防止

- （ア）学校の重点目標の一つとして弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。
- （イ）児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- （ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- （エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等の時間を効果的に利用する。

③いじめの早期発見のための措置

（ア）いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童生徒対象いじめアンケート調査年2回（6月，11月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査年2回（6月，11月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回
（上記の児童アンケートを受けて 7月，12月）
- ・必要に応じた不定期のアンケート実施
- ・必要に応じた不定期の面談（面談対応については、担任に限らず、複数の職員が関わっていくこととする）

（イ）いじめ相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう，いじめ相談窓口として教育相談担当があたり，校内いじめ対策委員会に直結して迅速な対応にあたる。

（ウ）いじめ防止等対策にあたるための職員の資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

（2）いじめ防止に関する措置

いじめの未然防止が最善の対応であることを念頭に置いて

①未然防止と早期発見・的確な対応のために

- （ア）発達支持的生徒指導を心がけ，個々の児童生徒がくらしときずなをつくることができるよう，全職員で育てる。
- （イ）こころの教育（人権教育・道徳教育等）の充実
- （ウ）子どもとの良好な人間関係の構築（挨拶をする・声をかける・ほめる等）
- （エ）職員会議，職員打合せ等での職員間の情報交換による情報の共有
- （オ）学校全体で取り組む体制とチームでの対応
- （カ）保護者との日頃からの情報交換を通じた連携
- （キ）外部機関（教育委員会・児童相談所・警察等）との連携

②対応にあたって

（ア）指導・助言の基本姿勢

- ・最悪な結果の防止
- ・被害児童の保護を最優先
- ・加害児童への責任ある指導
- ・集団全体をとらえた指導

（イ）事実関係把握の観点

- ・被害の様態と状況
- ・いじめの動機・背景
- ・被害児童の状況（心情面）
- ・加害児童の状況（心情面）
- ・集団の構造（被害・加害・観衆・傍観）
- ・保護者・他教師の把握状況
- ・他の問題との関連

(ウ) 指導にあたっての留意事項

- ・しなければならないこと

被害者の保護と心情の理解

家庭への連絡，連携協働体制，必要に応じて謝罪，最低３ヶ月の継続指導

- ・してはならないこと

される側にも原因があるという予断

いじめである，加害者であるとの決めつけ

事実関係が明らかにならないうちの個別指導

単純な説諭による指導

加害者が十分理解する以前の加害者と被害者を同席させてのグループ

面談

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には，次の対処を行う。

(ア) 重大な事案が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 必要に応じて市教育委員会は，市いじめ防止対策の推進に関する条例における市いじめ問題専門委員会に設置された調査員による調査を実施する。

(ウ) 上記調査結果については，いじめを受けた児童，保護者に対し事案関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(エ) 市いじめ防止対策の推進に関する条例による市いじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。

(オ) その他，重大事案に係る事柄については，市いじめ防止対策の推進に関する条例及び市いじめ防止基本方針に基づく市教育委員会による指導によって対処する

④学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の２点を学校評価の項目に加え，適切に自校の取り組みを評価する。

(ア) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

(イ) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

⑤対応の流れ（別紙【いじめ事案の校内対応（上山きらり学園）】を参照）